

定 款

イオンフィナンシャルサービス株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、イオンフィナンシャルサービス株式会社と称し、英文では、AEON Financial Service Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 株式を所有することにより、当該会社の事業活動を管理する業務
2. 投資業
3. クレジットカード業および当該業務に関わる付随業務
4. 資金の貸付、有価証券等の金融商品および金融派生商品の保有、運用、管理および売買業
5. ポイントおよび仮想通貨等の運営業
6. 信用保証、集金代行および計算事務代行業
7. 電子機器およびシステムソフトウェアの開発、製造、販売、賃貸、修理および保守業
8. 不動産等の資産の賃貸業
9. 個人向け商品の生産、製造および販売業務
10. 個人向けサービスの開発および販売ならびに仲介業
11. 企業向け商品の生産、製造および販売業
12. 企業向けサービスの開発および販売ならびに仲介業
13. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、540,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
ただし、当社が当該請求に係る株式を保有していない場合、この限りではない。

(株式取扱規則)

第 9 条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、事業年度末日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

② 株主総会は、本店所在地または千葉市もしくはこれらに隣接する地において招集する。

(基 準 日)

第 12 条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

第 13 条 当社の株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるもの

とする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提供しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 17 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

(選 任)

第 18 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集者および議長)

第 21 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役のうち取締役会においてあらかじめ定められた者がこれを招集し、その議長となる。

(招集通知)

第 22 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意あるときは招集の手続を経ないで開催することができる。

(決議方法)

第 23 条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 24 条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報 酬 等)

第 25 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 27 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選 任)

第 28 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 29 条 当社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤監査役)

第 30 条 当社の監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

第 31 条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

② 監査役会は、監査役全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。

(決議方法)

第 32 条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第 33 条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 34 条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とし、事業年度の末日を決算期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当会社は剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月末日とする。

③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金配当の除斥期間)

第 39 条 当会社の剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

② 未払の配当金には、利息は付さない。

(附則)

1. 現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過したいずれか遅い日後にこれを削除する。

<改 訂>

1984年 1 月 31日	2000年 5 月 17日	2010年 5 月 11日
1985年 5 月 17日	2001年 5 月 15日	2012年 5 月 15日
1986年 12月 6日	2002年 5 月 15日	2013年 1 月 1日
1987年 8 月 28日	2003年 5 月 13日	2013年 4 月 1日
1988年 5 月 12日	2004年 5 月 12日	2017年 6 月 27日
1993年 7 月 20日	2006年 2 月 21日	2019年 4 月 1日
1994年 5 月 18日	2006年 5 月 16日	2019年 6 月 25日
1995年 5 月 18日	2007年 5 月 15日	2022年 5 月 23日
1996年 5 月 16日	2009年 5 月 12日	
1998年 5 月 13日	2010年 1 月 6日	

本定款は、当会社の現行定款に相違ありません。

年 月 日

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役 藤田健二